

企画名	内容 (予定)	開催期間	企画者
The Statue of Freedom Ueno&Ishinomaki	東日本大震災の被害で撤去された「自由の女神」を譲り受け、アート作品として上野恩賜公園芸術の散歩道に展示している「自由な女神」像付近で、女神像のあった石巻市と移設先である上野との共通点について思いを巡らせるイベントを開催	30年1月以降 (予定)	村上愛佳
「路上生活の身体から生まれるダンス、ソケリッサ! 東京路上パフォーマンスツアー」～路上にて生まれる景色と未来の行方～ (仮)	路上生活経験者を集めたダンスグループ「新人Hソケリッサ!」の活動10周年を記念して、東京近郊の公園や路上などを中心に巡るダンスパフォーマンスツアーを開催	8月以降 (予定)	(一社) アオキカク
ペヤンヌマキ×安藤玉恵 生誕40周年記念プス会 リーディング『男女逆転版・痴人の愛』	演劇ユニット「プス会」を主宰する劇作家ペヤンヌマキと同じ年の女優安藤玉恵がタッグを組み、谷崎潤一郎の長編小説である「痴人の愛」をアレンジし、チェロの生演奏と共に魅せるリーディング公演を風情豊かな古民家ギャラリーで開催	7月15日(土)・16日(日)	プス会
アサクサショートシネマ	現代における映像表現の試みを広く紹介することを目的に、日本国内を含むアジアの若手アーティスト・映画監督約15人の作品を約1か月に渡り披露する上映会を開催	30年2月10日(土)～3月20日(火) (予定)	アサクサ実行委員会
花火	100年以上続く老舗の旅館を舞台に、そこで行われる花火大会の会議の様子を描く演劇公演を、実際に築100年を越える上野桜木の市田邸で開催	12月4日(月)～13日(水)	田川啓介
居間theater×地理人「谷中のみる夢/Yanaka Dreaming」(仮)	谷中の最小文化複合施設HAGISOを拠点に活動するパフォーマンスプロジェクト「居間theater」と地図を専門とする作家地理人氏との協働企画を谷中のHAGISOで開催	10月以降 (予定)	居間theater

※内容・開催時期等は変更になる可能性があります。

国民年金のお知らせ

●29年度(7月～30年6月)の国民年金保険料免除・納付猶予の申請を受けています

▽必要な物 本人確認できる物 (運転免許証等)、年金手帳、印鑑

※申請時、本人・配偶者・世帯主 (納付猶予は本人・配偶者) の所得の審査があります。

※退職した方は、特例的に免除が認められる制度があります。

▽申込み・問合せ 区民課国民年金係 (区役所3階①番) ☎(5246) 12602

上野年金事務所 ☎(3824) 2511

文化のまち台東区にふさわしい魅力的な芸術文化の企画を支援する

▽問合せ 文化振興課 ☎(5246) 13288

●20歳前の病气やけがによる障害基礎年金を受給している方は所得状況届を提出してください

▽所得状況届が送られた方 必要事項を記入し、7月31日(必着)までに返送

▽診断書付き所得状況届が送られた方 7月に病院で診察を受け、診断書を作成してもらい、7月31日(月)までに区役所3階①番区民課国民年金係へ提出

▽問合せ 台東区区民課国民年金係 ☎(5246) 12602

左記の6件が支援対象企画に決定しました。

この制度は40件の応募の中から、今年度は6件の応募の中から、左記の6件が支援対象企画に決定しました。

国民健康保険課から

高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入している70～74歳の方(後期高齢者医療制度の加入者は除く)の高齢受給者証が8月に更新されます。

新しい高齢受給者証は、世帯主あてに7月24日(月)に発送予定です。
※28年中の所得および生年月日により、医療機関での窓口自己負担金の割合(1～3割)が決まるため、前年度とは負担金の割合が変わる場合があります。

▷問合せ 国民健康保険課資格係 ☎(5246) 1252

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の見直しについて

世代間・世代内の負担の公平性や、負担能力に応じた負担を求めるため、70歳以上の方の自己負担限度額が、8月診療分から下図のように引き上げられます。

※住民税非課税世帯については、変更なし

現行(70歳以上の方)

所得区分		現役並み所得者	一般世帯	住民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)
自己負担限度額	外来(個人)	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来+入院(世帯)(多数該当)(※1)	80,100円+1%(※2) (44,400円)	44,400円	24,600円	15,000円

8月～30年7月診療分

所得区分		現役並み所得者	一般世帯	変更なし
自己負担限度額	外来(個人)	57,600円	14,000円(※3)	
	外来+入院(世帯)(多数該当)(※1)	80,100円+1%(※2) (44,400円)	57,600円(44,400円)	

(※1) 12か月間に4回以上、世帯の限度額を超えて高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から世帯の限度額が下がります。

(※2) 10割分の医療費から267,000円を差し引いた額の1%を80,100円に加算します。

(※3) 一般世帯については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額合計額に、年間14万4千円の上限を設けます。

▷問合せ 国民健康保険課給付係 ☎(5246) 1253

国民健康保険課後期高齢者医療係 ☎(5246) 1254

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について(74歳以下の方)

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受診時に医療機関の窓口で提示すると、その医療機関の1か月の保険診療にかかる費用(入院・通院別)が、世帯の自己負担限度額までになります。

現在、認定証を使用している方の有効期限は7月31日(月)です。引き続き必要な方は、7月31日(月)までに更新の手続きをしてください。新規の申請は、随時受け付けます。

※食事代や差額ベッド代等の自費分は対象外です。

※保険料の滞納があるときは、交付できない場合があります。

※住民税非課税世帯の方には「標準負担額減額認定証」も交付されます。

※70歳以上の方は住民税非課税世帯の方のみが対象です。

▷必要な物 国民健康保険被保険者証、世帯主のマイナンバーが分かる物、世帯主の本人確認書類(運転免許証、写真付住基カード、個人番号カードなど)、更新の方は使用中の「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」

▷申込み・問合せ 国民健康保険課給付係(区役所2階④番) ☎(5246) 1253

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を送ります

現在使用中の減額認定証の有効期限は7月31日(月)です。対象の方には、7月下旬に新しい減額認定証を送ります(更新手続不要)。

▷対象 世帯全員が住民税非課税で、過去に一度でも減額認定証の交付を受けたことがある方

※新規の申請は、下記問合せ先で随時受け付けます。

▷申込み・問合せ 国民健康保険課後期高齢者医療係(区役所2階⑤番) ☎(5246) 1254

後期高齢者医療制度の被保険者証をお持ちの方へ

28年中の所得により、一部負担金の割合(下図)が変わる方には、7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送ります。

対象の方は、8月1日(火)以降、新しい被保険者証をお使いください。古い被保険者証は、同封の返信用封筒で返送してください。

対象でない方は、現在お持ちの被保険者証を引き続きお使いください。

医療費の一部負担金割合と1か月の自己負担限度額

一部負担金の割合	所得区分	1か月の自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得	44,400円【57,600円】	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%
1割	一般	12,000円【14,000円】	44,400円【57,600円】

※8月～30年7月の診療分は、【 】の金額となります。

※住民税課税所得額が145万円以上の方や、その方と同じ世帯にいる被保険者は、一部負担金の割合が3割となります。

※1か月単位で医療費の合計額が自己負担限度額を超えた分は、高額療養費として返還されます。

▷問合せ 国民健康保険課後期高齢者医療係(区役所2階⑤番) ☎(5246) 1254

29年度後期高齢者医療保険料の納入通知書を送ります

今年度の住民税が決まりましたので、確定した後期高齢者医療保険料の納入通知書を、7月中旬に送ります。

▷特別徴収の方 年金から差し引かれます。ご自身で納める必要はありません。

▷普通徴収の方 同封の納付書または口座振替で納めてください。

※普通徴収の納付は口座振替が便利です。

※現在まで普通徴収で、29年4月1日時点で老齢年金等が年額18万円以上あり、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない方は、10月以降特別徴収に変わる予定です。

▷問合せ 国民健康保険課後期高齢者保険係 ☎(5246) 1491

後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わります

▷均等割額の軽減 所得の低い方は、世帯主および被保険者の所得に応じて保険料の均等割額(年額42,400円)が軽減されます。29年度から「5割軽減」および「2割軽減」に該当する所得基準が引き上げられます。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,240円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,360円
33万円+(26.5万円×被保険者数)以下	5割	21,200円
33万円+(48万円×被保険者数)以下	2割	33,920円

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

▷所得割額の軽減 賦課のもととなる所得金額58万円までの所得階層の方を対象に保険料を軽減します。29年度は、軽減割合が次のとおりとなります。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円まで	全額 7割①
20万円まで	7.5割 → 4.5割②
58万円まで	5割 2割③

※①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

※③は、30年度以後廃止の予定です。それに伴い、①②についても見直しが予定されています。

▷制度加入直前に社会保険の被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療保険料の均等割額は、これまで9割軽減されていましたが、29年度以降は、次のとおりとなります。

・29年度 7割軽減 ・30年度 5割軽減

・31年度以降 加入から2年を経過する月まで5割軽減

※上記「均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。なお、所得割額は当面の間わかりません。

▷問合せ 国民健康保険課後期高齢者保険係 ☎(5246) 1491